

# 宗会報告

宗会議員  
内山 智洋

第九十七定期宗会  
平成21年3月10日～13日

満票により宗会議長・副議長選出

議長に遠藤文祥師、副議長に渡邊義生師就任

平成21年度経常部会計(寺院負担金改正、約1億3280万円増収)

予算総額 23億5769万円(原案額)可決

平成21年10/10、11/23開催(全門連へ日蓮宗負担額、昨年との合計一億円)

宗門運動の京博「日蓮聖人展」予算6000万円  
宗祖御降誕八〇〇年に向け運営準備金も確保!!



平成21年3月10・11・12・13日、日蓮宗宗務院にて、第97定期宗会が招集された。冒頭に議長選挙を行い宗会議員45名満票にて遠藤文祥議長(明和会前会長)、渡邊義生副議長(同心会)が誕生した。その新議長のもと開会式以降議案がスムーズに進んだ。

本年は『立正安国論奏進七五〇年』御正当年で日蓮聖人展や千葉中山・鎌倉の宗門法要もあり、恒常的な宗門運動を行う上での費用捻出が重要議案。三年に亘った宗費値上げが可決した。(一昨年は教師義納金、昨年は札録・承認手数料、本年は寺院負担金である。)

また、日蓮宗総合財団(財団法人日蓮宗布教助成会)解散に伴う同意の件や、宗門への残余財産引き継ぐための規程制定案を審議し可決。

更に、海外開教活動の現状を鑑みた開教師の任期制と、より効果的な教宣拡張に取り組むための国際布教師を設ける規程改正議案を審議し、可決した。



## 前日参集、600名の日程概略

宗会前日9日ホテルパシフィック東京に参集との通達があり、午後4時に到着届を提出。以降、外出は基

本許されず、部屋・控室にて待機。毎朝、議員バスにてホテルを8時半に出発、宗務院へ移動する。

第一日目定刻の午前10時開始  
○議長選挙

田中文教議長・堀智仙副議長より辞任の届け出があり、宗会規程に従い、最年長の平井照山議員が臨時議長及び仮議長となり、正副議長辞任を受理、議長選挙に入っ

た。元より明和・同心両会派とも

代表者を推薦しており、投票選挙

は45票満票で、遠藤文祥師(3期議

員・富士市妙祥寺住職)が議長に、

渡邊義生師(2期議員・千葉市長胤

寺住職)が副議長となった。

○宗会成立に関する会議

議席点呼、議員総数45名中45名

出席、定足数達成により宗会成立。

○開会式

\*集合写真撮影

○小松宗務院総長の施政方針挨拶

○議案説明(各所管部長登壇)

第二日目も定刻10時再開。

○各種現状報告

○代表質問(明和会・同心会会長)と

総長答弁

○通告質問3名と所管答弁

\*総務・教務・財務三委員会開催(議

員が別れて配属)

第三日目も定刻10時再開。

○通告質問18名と所管答弁

\*三委員会再開、付託議案審議

第四日目(最終日、定刻再開)

\*財務委員会のみ再開

○通告質問4名と所管答弁

○本会議にて三委員会委員長報告

と可決 《宗会閉会》

○閉会式 午後3時すぎ

## 施政方針挨拶(要旨) 小松浄信宗務総長

〔前略〕この世は混乱の極みに達し、虚実と不信に満ちている。このような時代こそ、私たちは不安を抱き苦しんでいる人々に真の「安心」を提供しなければならぬ。即ち、仏道による正しい生き方を指し示す、力強い布教活動を行っていかねばならない。

### 歳入歳出23億5769万円予算案

寺院・教父・結社負担額を昨年度比20%増額改訂させて戴きたい。今日の経済環境を鑑みると些か心苦しい面があるが、昨年実施の財政調査で予想負担金額20%増を明記し、全教区へ出向き説明した。結果、等級申請は概ね現状維持の回答を賜り、それを踏まえた歳入案である。

一昨年95宗会で、宗門運動を恒常的に展開すると決定。先のお題目総弘通運動では立教開宗七五〇年特別会計が組まれ教宣部門が予算化されたが、今回の「立正安国」お題目総弘通運動は宗祖御降誕八百年に向け動き出したが経常部会計で予算化せざるを得ない。宗務総長就任以来、御降誕八百年をお迎えするに当たり諸行事諸事業を遂行する予算の捻出方法

について、立教開宗七五〇年慶讃会と同様(臨時特別賦課金方式)をとるのか、(宗費等に均等に上乘せ積み立て)て行くかの選択肢を出した。未だ結論が出ていないが、教宣活動は恒常的に行わねばならない。

宗門法要や日蓮聖人展開催の特殊要因があるが、そもそも宗門運動を恒常的に展開するには予算付けが絶対的に必要。特に今回は基本各管区・各宗務所が運動の主体となっている。積極的に各管区で行って戴くには相応の予算配分が必要と考える。

全国宗務所長の種々ご要望の中から、本年度より度牒交付式と住職担任認証式への旅費の片道分を宗門負担とし予算化。

宗門運動費の宗務所配分(一律40万円+5千円×寺院数の総額5千6百万円は引き続き予算化。

御降誕八百年の準備金を多少なりとも残して欲しいとのご要望も多々戴いた。先にも述べた基本的な資金捻出方法の結論は得ていないが、最小額の資金は準備していかうとの見地から本年度新たに御降誕八百年準備積立金を予算化。

また全国より寄せられた法器養成の充実を急ぐべしとの声。今予算案の教務部歳出予算第十項に「宗門人材育成費」の新規科目を設けた。今後、立正大学研究者・宗門子弟より優秀な人材を選抜し、海外へ派遣留学させることで国際的な人材を育成しようとの試みるものである。昨年ハーバード大学燕京(イェンツェン)図書館へ立正大学研究者を資料調査のため派遣。このことを絶好の機会とし更に人的交流へと発展させるべく、ハーバード大学神学部・ライシヤワー研究所等の関係者と協議してきた。今後、私共から研究者の派遣

が設置されており、キリスト教に限らず仏教、イスラム教、ヒンズー教等他の比較的若手の研究者が在籍し、宗教と社会のかかわりについて様々な観点からの研究がなされている。また、ライシヤワー研究所に於いては、東洋の研究者にそれぞれの専門分野での研究の場が提供されている。21年度は、引き続き燕京図書館へ立正大学より短期研究者を派遣する。明年度以降も研究者の派遣を実施致したくその準備の一環とする。

また現今の宗門は人材不足、立正大学においても次代を担う宗学研究の養成が急がれている。20年、30年先の各方面における強力な指導者を私達は養成する義務があり、これらための予算を組んだ。

### 日蓮宗総合財団

ご承知の通り日蓮聖人第七百遠忌の際に、先師のご尽力により、本宗布教伝道の助成を目的として設立された財団法人である。昨年12月に国の制度改革により公益法人に新法律が施行、この総合財団は特別民法法人となった。財団並びに私共は保有する10億5千万円の基金を速やかに日蓮宗に移行することを第一とし、方策を検討、所轄文化庁と折衝してきた。結果、今回提案の「布教助成特別会計」を本宗に設けること、これを受け皿とし財団寄附行為中の解散に関する規程条項を変更することにより、財団法人の解散が認められると内諾を得た。これに基づき、去る2月5日総合財団理事会・評議員会で解散に向けて作業を開始する旨の決定を戴いた。従って日蓮宗総合財団規程第十八条により宗会に解散の同意を求められている。ここに布教助成特別会計規程の制定と財団解散

の同意を提案する。今後は6月に開催予定の財団理事会評議員会において、寄附行為の解散に関する条項を変更して戴く予定。勿論、この寄附行為変更には事前に文化庁の指導を仰ぎながら行う。

### 『立正安国論』奏進七五〇年

宗門運動本部では「いのちに命を捧げ」をスローガンに掲げ、「敬いの心で安穏な社会づくり、人づくり」を目標に、特に①但行礼拝の実践 ②いのちの活動 ③祖山総登詣 ④『立正安国論』奏進七五〇年関連事業 ⑤青少年教化 ⑥国際交流活動の六項目を重点課題として運動を展開。

本年は4年第一期の山場と位置づけ、6月8日日本山鎌倉妙本寺、6月10日大本山中山法華経寺にて宗門法要を予定。『立正安国論』奏進の地鎌倉・格護の地中山に於いて大法要を営み、宗門運動の契機としたい。更に、6月9日立正大学石橋湛山記念講堂で「立正安国論シンポジウム」を開催。全国各宗務所には「正当の7月16日を中心に記念大会または記念法要の開催をお願いしている。それぞれ管区の独自性を発揮、僧俗一体となりお取り組み下さることを期待している。

### 日蓮と法華の名宝

「華ひらく京都町衆文化」

10月10日より11月23日の45日間、

京都国立博物館にて大々的に展覧会を開催する。日蓮聖人門下連合会、京都国立博物館、日本経済新聞社それに加え京都新聞社の4者の主催で目下着実に準備作業を行っている。先の「大日蓮展」とはまた別の観点からの企画であり素晴らしい展覧会になるものと確信する。門下連合会各宗派並びに京都十六本山を始めとするご寺院並びに団体には全面的にご協力戴いておりますことに厚く御礼申し上げる。また京都日蓮聖人門下連合会には実行委員会を立ち上げて下さり成功に向けてのご尽力、重ねて御礼申し上げます。

明治期の廃仏毀釈の混乱の折、海外に流失した本宗関係の宝物の一部が米国ハーバード大学燕京図書館にベツツオールドコレクションとして保存されていることが判明。その内、六点を展覧会に合わせ一時帰国するようお借りし、一点は博物館で他五点は本山本法寺宝物館にて展示予定。また、この展覧会会期中に京都市内で「いのちのシンポジウム」を開催。大聖人の悲願であった帝都弘通

の地から、平成の立正安国・平和のメッセージを世界に発信する。

### 国内開教

国内開教対策委員会で種々のご意見を戴きながら新規開教拠点を求むべく検討を重ねている。

### 海外布教伝道

ハワイ開教に始まり百年以上の歴史を刻んできた。今日では北米・南米にとどまらずヨーロッパや東南アジアでも布教活動を展開している。今後は更に活動の範囲を広げていきたい。これに伴い海外開教の体制を現状に即し整備致したく、規程中改正案をご提案する。より効果的に教線拡張を行い、国際交流と国際協力が推進できることを念願する。引き続き本宗の特色に適った海外開教のあり方を検討し実施に移して行きたい。

### 第13次訪中団

20年度実施予定していたが、治安の関係で延期。21年度には羅什三蔵の生誕地クチャ並びに遷化の地草堂寺において顕彰法要を行いたく計画している。

### 北海道松前法華寺

千葉県埴谷妙宣寺 宗門史跡指定

宗門史跡審議会の答申を受け、2カ寺を新たに宗門史跡に指定。

### 新堀之内宗立学寮

本山妙法寺様の厚いご理解のもと、昨春より順調に運営している。東京都の固定資産税の課税問題が発生。東京都と再三に亘る交渉を行い、最終的には宗教施設として認定され、無事に保存登記が完了した。今宗会に妙法寺様への無償譲渡を提案。

### 谷中学寮

建築以来すでに39年を経過し老朽化も進んでおり、耐震性に問題があることが判明。何より寮生の安全を考慮し、耐震化工事に学寮建設費より7千万円助成を執行する。

### 加行所

2名離脱者はあったが175名の修行僧が去る2月10日見事寒巻百日の修行を成満。加行所の運営は伝師部を全面的に信頼、全てを委ねている。もとより、行堂は自ら発心して赴く場、極めて自主性の重んじられる究極の修行の場である。適正なあり方については今後も関係委員会等で検討戴きたくが、入行希望者には修行に対する厳しい姿勢を自らに課すべく、より一層の徹底をはかるべきと考える。

### 霊断師会に期待

霊断師会には、毎年多くの信徒を

伴い祖山にご登詣戴き、また、修養道場を継続的に開催し法器養成の一端を担って戴いている。今後、更なる活動を期待する。

#### 財務関係について

四千万円を基本金に組み入れる件と沖繩恩納村に本宗が所有する土地2筆9百94㎡を沖繩法華経寺へ無償譲渡を提案。

#### 法華一乗会

順調に推移。本年度は2回の会合を持ち、北川前肇先生・上田本昌先生を講師にお迎えし『立正安国論』について研修を行った。法華一乗会の会長堀内光雄先生、幹事長の逢沢一郎先生並びに事務局長の武見敬三先生を始め、総長室が窓口となり緊密な関係を保持。ハーバード大学との提携関係についても武見敬三先生のご尽力が多々である。今後も親密な連携を維持し発展を目指す。

#### 現代宗教研究所

環境問題、立正平和運動、生命倫理、新宗教問題、過疎地寺院対策、葬儀問題など現在宗門が直面している様々な社会問題について研究調査を進めて行く。また「日蓮宗アーカイブ」としての役割を担うべく、近代の本宗の歴史を跡づける資料の

蒐集・保存、資料の整理・公開に、一層本格的に取り組んで行く予定。

#### 日蓮宗新聞

本年創立30周年を迎え、更に4月20日には第2千号の発刊を予定。物品の頒布は比較的順調に推移しているが、根幹となる発行部数は減少傾向に歯止めが掛からないのが現状。社員20名一丸となり、紙面改革・販売促進に努力しているが、今一層の購読推進にご協力を願う。

#### 包括法人

全国5千2百カ寺の寺院・教会・結社にとつて包括法人日蓮宗が真に必要な存在となるべく宗門運営を行わなければならないと常に考えている。布教活動も一寺院ではできない組織だった活動を提案実践していくことが重要。また、個々の寺院・教師が必要とする情報や力を時に応じ提供することが宗門の役割である思う。日蓮宗に所属して良かつた、日蓮宗寺院であることを誇りに思う、その様な互いに明確な信頼関係の構築に努力して行きたい。昨年新たに2カ寺の単立寺院が本宗に帰属した。今後、も積極的に本宗への帰属寺院増を目指す。

## 代表質問(要旨)

## 明和会 関谷泰教会長

明和会を代表し小松浄慎宗務総長に「力強い日蓮宗、その基盤の確立」をテーマに質問と要望をする。

「立正安国・お題目結縁運動」  
第一期の精査・評価

実働3年目を迎え、さらに本年は『立正安国論』奏進七五〇年にあたり大きな節目の年である。第一期重点六項目の進捗状況、成熟度は如何か。小松浄慎宗務総長は精力的に指揮を執り、内局・宗務院各部一丸となり、行政に敬意を表しながらも、なお精査評価しなければならぬ。総長御自身、その精査・評価は如何か。



遠藤宗会議長 小松宗務総長 関谷明和会会長

「立正安国論」奏進七五〇年記念行事  
その真意と行動

「鎌倉大法要」「記念講演とシン

ボジウム」「中山大法要」「日蓮と法華の名家―華ひらく京都町衆文化―」など決っている。このうち『日蓮展』は永年に渡り育んできた法華文化の価値を紹介することで、信徒、特に未信徒へのアピールとなり、今後の布教展開において大いに役立つものと思われる。

また他の企画においても内容に期待する。記念行事を通し『立正安国論』の心を伝えることは一理あるが、これに留まってはならない。

ご正当にあたり、宗祖の弟子たる私達日蓮宗教師は『立正安国論』の真意を読み取り、行動しなければならぬ。尊敬する先の岩間湛正宗務総長が、明和会の前身、正法クラブ会長の代表質問で『立正安国論』に触れ「日蓮聖人が立正安国論を執筆された動機は、冒頭に明確に示されているが、要するに、当時の社会の惨状に対する救済にあったと思う。つまり、社会の現実的問題こそ、日蓮聖人にとって

最大関心事だった」と述べている。今、年間3万人の人々が自死している。この現実を踏まえ、社会状況を考えると、今後深刻化が懸念される。警察庁は抑止効果を狙い、年一回の公表を毎月その数を公表するとしている。現場に直面する私達僧侶に一体何ができるだろうか」と自問する。疲弊した現代社会に起こる多種多様な現実問題を把握し、共に悩み、如何に救済していくか、その方法は？総長のお考えをお示し戴きたい。

### 「いのちの活動」

「但行礼拝の実践」はスローガン『いのちに合掌』でわかるように、運動の中核を成すものと思う。釈尊が説かれた真理「諸法無我」—いのちといのちの支え合い—、これは人類永遠のテーマであり、自死問題・環境問題等、現在起きているあらゆる問題の根幹を成すもの。日蓮宗としての確固たる論理を構築しておく必要があると思う。96宗会で明和会・柴田寛彦議員が「生命観」について「命に関する



さまざまな問題が噴出してきている現状において、法華経・日蓮教学を基本に据えつつ、時代に即応した生命観を確立すべく、系統的・継続的に討議する機構、乃至組織において鋭意検討すべき」と通告質問。対して担当部長は「生命倫理のあり方を含めた『いのち』の問題は、社会にとり重要な問題であり、また宗門運動『いのちの活動』の背景としても、大切な課題である。積極的に対応を検討していく」と答えを戴いた。その後、「生命観」について積極的に検討なされていくのか。

### 「祖山総登詣」

各管区・教区からの団参加が増え、身延山当局も受け入れ体制を強化。その意志の浸透を見ることができ、祖山を支えているのは、宗祖御在世の時から綿々と続く阿仏房である。宗祖への恋慕、信仰心ゆえに、時間・労力そして命も惜しまず登詣された。その心を引き継いだ人々が今、祖山に参詣し、宗祖に相見えている。総登詣を目標に掲げ、運動を展開する私達は、このことを決して忘失してはならない。

### 「国際交流活動」

海外事情が複雑化し、布教施策に苦慮していることと思う。今回の規程改正による新名称「国際布教師」の設置案はその対応策と思われるが、今後、海外布教はどのような展開を見せるのか。未来像を探り、対応する未来計画を策定、進むことに修正を加えながら成就していくのが常道であろう。行き詰まって、その時々に対処法を考えるのでは手遅れになる恐れがある。総長には将来の海外布教展開をどのように描かれているのか、お聞かせ願いたい。

### 「子弟教育」

力強い日蓮宗を建設するには、揺るぎない人材育成・組織・それを支える財政基盤が必要。明和会は「布教伝道」「教育問題」「宗門組織」「宗門財政」の四大重点政策を検討してきた。

まず子弟教育について、度摩・僧風林・僧道林・信行道場と続く子弟教育を通し発心し、身に付けるものは技術だが、第一は信仰心である。信仰心の涵養こそ子弟教育の根本。現代科学の進歩の中で育ってきた子弟に「まず信ずる」とい

う教育を施すことは、誠に困難であろう。しかし、これをやらなければ宗門教師の未来像は見えて来ない。僧道林・信行道場と宗門主催の義務教育のみにて沙弥の教育を計り、その完成を目指すのは非常に困難で、家庭・地域・管区・教区の指導育成が共になければ成就しないものと推量できる。

今、教育研修委員会において、増道林・信行道場と共に僧風林の重要性が指摘されている。一般社会の少子化と同様、子弟の減少、或いは取り巻く環境の変化により僧風林開業運営が困難な教区が多数ある。そんな中、北海道教区のように檀信徒の子供達に参加を呼びかけて開催する例もあり、工夫を凝らせば、まだまだ開催でき、今後大いに期待できる要素がある。

小松総長は96宗会施政方針挨拶で教育に触れ「教師になった後の教育の必要性」そして「幼少期の沙弥の教育と併せて教師資格取得後の研修制度」の検討を示唆されている。現状、宗務院・教区・管区・地域で開催される研修会等は多数。これを利用すれば、かなりの効果が期待できる。しかし残念なこと

に、有効に利用できていないのが現状。これは教師の素養の問題もある。信行道場までの沙弥教育の間に、信仰心と共に培っておかなければならない向上心が不足しているものと思われる。技術面と共に信仰心・向上心という精神面を育成することによって、教師の自覚と責任を認識させることができる。

次代を担う法器養成のための一貫した教育システムの構築は最優先課題であると思うが、如何か。

今、指導者が不足している。指導者の方々にも多大の御苦勞をお掛けしている。「一貫教育システム構築」の中に指導者不足の問題も大きな要素。信行道場の場合は35日間、布教研修所にいたっては半年間の長きに渡って自坊を留守にし、指導していただかなければならない。これはかなりの負担。例えば、住職を退いた院首の方々に、その経験を生かし参画していただき、一方で指導者養成システムを構築し指導者を養成する。いずれにせよ、この問題は急務でありながらも付焼刃の発想では対処できないもの、慎重かつ大胆な発想が求められている。

### 「宗門組織」について

総長の私的諮問機関・機構検討懇談会にて、機構改革後の見直し作業が行なわれていることと思う。これは先の宗門機構検討委員会・水倉嘉文委員長の最終報告中「本委員会廃止後の宗門機構に問題点が生じた場合には、制度研究委員会に於いて検討を行い、2、3年後に機構制度の検証を行うこと」との委員長報告付帯要項によるものであろう。懇談会による検証作業の進捗状況は如何か。

機構改革により大幅な審議会・委員会の再編成が行われたが、第九号委員会規程に謳う委員会設置の目的「時機相応の教育、布教及び制度について研究を行ない、もつて本宗行学布教の発展に資する」ための各種委員会の負担度・内容等、適切かつ最大限に機能しているかどうか。

それにも増して心配なのは、委員会そのものの宗門における知名度・理解度・関心度の低さである。委員会に関係する教師はともかく、一般教師は大方が存在すら知らない。委員会の動きを全教師に発信することにより、「今宗門に何か起

きているのか」「直面する問題は」「その解決方法」等、宗門全体が共に考えることができる。機構改革により宗務院・教区・管区に伝道企画会議が設置され、地方の中央への参画が可能になったが、各教師その思考の基となる情報を提供する必要がある。宗門動向の最前線に位置する思考集団であるべき委員会は、その役割を果たす努力をすべきである。方法として毎月発行の宗報に委員会コーナーを設け、委員長名にて報告できるといふのは如何か。多大な予算を消費しながら運営している機構は大いなる責務を負うべきであらう。

制度研究委員会にて「教区」についての検討に入ったが、先の宗門機構検討委員会にて「教区割に関する事項」として検討し、「教区を今一度活性化させ、管区と共に布教の拠点として実動させることが伝道宗門として機能する為の要点」と考え、教区の分割を提案したが、当該教区の合意を得られず今後の課題となった経緯がある。教区を活性化させ、布教の拠点として実動させる方策として、はたして教区分割が最良の方法なのか、

むしろ教区自体の機能に問題があるのではないのか。教区の存在意義を確かめながら検証していく必要がある。

宗門運動本部が始動して三年。本部規程に「運動の推進にあたっては、宗務院各部と連携をはかる」とあり、また「事務は、伝道局伝道部が担当し」とある。連携の具合は如何か。当初からの心配は伝道部の仕事量の増大。限られた部員での対処になると思うが、限度を越えているということはないか。長期にわたる問題なので、十分な配慮が必要。

### 「財政」について

第四十三号財務規程第二条第三項に「負担金額は、その年度の歳出予算により定める」とある。平成21年度予算書によると等級負担金を約20%値上げ、1億5294万円の増収を計っている。歳出予算により負担金額を決定するのなら、負担金額上げに足る十分な歳出理由がなくてはならない。当局はその理由として、宗門運動を恒常的かつ円滑に行なうための資金、御降誕八百年へ向けての積み立て資金、健全な予算立て、より体力のある

宗門づくり等を挙げている。値上げ分を宗門運動に投入することに、平成19年度予算より、教師・教師補給金値上げ見積り額1億0290万円の内、管区助成5600万円、発願大会1000万円など宗門運動関連費に9500万円。平成20年度予算から、礼拝・承認手教科・昇叙礼拝の値上げ見積り額5000万円のうち「日運展」開催費用4000万円など宗門運動関連費に4800万円と。また平成21年度は『立正安国論』奏進七五〇年事業費として9180万円を計上、その他「いのちの活動」シンポジウムの増額、管区奏進記念法要助成、いのちの日推進費など、宗門運動関連費にかなりの増額分を投入しているものと推量できると。御降誕八百年に向けての積み立て資金については、平成21年度の予算書に、新たに「降誕八百年準備積立金」の項目が設けられ、500万円が計上されている。立

教開宗七五〇年慶讃事業の短期間に多大な負担をお願いしなければならなかった反省からの発想であろうか。この積立金にて全てを賄うことは無理としても、今回の値

上げの一部を積立金にし、将来少しでも負担が軽くなるようにとの配慮は必須で、明和会としては「最小額の資金」ではなく、御降誕八百年資金の一つの柱となるように大いに積み立てていただきたい。

「より体力のある宗門づくり」の要件の一つ、基本金充実は基本金組入れが、平成20年度と同様、2400万円であり今後の課題。

社会状況が悪化し、また過疎地にて寺門経営に苦慮する中での「値上げ」であれば「還元」を考慮しなければならぬ。平成21年度、度牒交付式旅費片道補助、住職認証式旅費片道補助が新計上された。遠隔地・過疎地域からの高額の旅費負担を考えれば当然のことであり、永年明和会が主張してきたところである。願うところは、義務教育全般の旅費全額補助である。総長のお考えをお聞かせ戴きたい。

#### 「日運宗総合財団」について

急を要することとなり、監督官庁との折衝により、10億円余の資金を日運宗に帰属させ解散という方向にて検討とのこと。資金の受け皿として「布教助成特別会計規程制定案」も今宗会に議案提出さ

れ、着々と円成に向かっている。伊藤通明理事長はじめ関係各諸師の御尽力に敬意を表し、あと一歩の詰めを宜しくお願いしたい。

#### 「非包括・包括法人」について

総長は96宗会施設方針挨拶の中で、非包括・包括に触れ「包括法人日運宗そのものが、全国各寺院・教会・結社にとって存在意義のあるものでなければならぬ。相互の強固な信頼関係を構築し、日運宗の一員であることに誇りを持って戴けるような施策を検討していく。ことに、過疎地域一寺院では、寺院経営そのものが厳しくなっていることは各聖一承知の通りである。宗門として個々の教師・寺院に対し何が出来るのか、一層の検討を加えていく必要があるものと考える」と述べ、又97宗会施設方針挨拶にて「全国5200ヶ寺・教会・結社にとって包括法人日運宗が真に必要な存在となるべく宗門運営をおこなわなければならないと常に考えている」と述べておられる。宗

教法人「日運宗」規則第三条に「教義をひろめ」「儀式行事を行い」「僧侶を養成し」「信者を教化し」「寺院及び教会を包括し」「その他目的

を達成するための業務及び事業を行う」と、その目的を規定している。目的の殆どは第一線で活躍する寺院・教師であり、その自覚と責任に負うところであるが、「寺院及び教会を包括し」は当に包括法人日運宗の役目である。包括とは「一つに連帯せしむること」。自覚と責任のもと、その目的を達成すべく頑張る寺院・教会・結社、そして教師をサポートする体制を教義・財政・教育等多方面にわたり方法を模索・構築していかねばならない。

今、各寺院は厳しい環境にさらされている。特に過疎地域にて布教活動を展開する寺院にとっては多大な援助が必要。過疎地域寺院活性化検討委員会でも方策を鋭意検討していることと思うが、総長御自身も自問されている。「宗門として何が出来るのか」と。地域の力を吸い上げ、生かし、昇華させる。一教師・一寺院の結集・連帯こそ、また行政の長たる宗務総長の力強い牽引こそ、「力強い日運宗」を構築する要。総長の思い切った施策に期待し、また私達明和会は一丸となって支持して参りたい。

## 第97定期宗会提出議案 《各委員会付託審議と本会議採決結果》

提出案件は、3委員会に分けられ付託。それぞれ慎重審議を尽くした。その結果を本会議にて3委員会委員長が報告し、採決となった。議案と採決結果を委員会別に報告します。

### 教務委員会付託案件

委員11名中全員出席

#### ◆第一号 宗務院規程中改正 《原案可決》

〔事務分掌〕

第十条 宗務院の事務を各所管に分掌し、次のとおりとする。

国際課

開教師及び国際布教師に関する事項

国際交流及び協力に関する事項

#### ◆第三号 開教庁規程中改正 《原案可決》

第四条 開教庁は、開教区における次の業務を掌る。

一 宗令、教宣、論議、告示及び通牒その他宗務院から命ぜられた事項

二 開教区内の開教施設、開教師及び国際布教師の異動並びに僧侶の身分に関する事項

第六条 開教庁に、開教区長一人を置き、開教師のうちから宗務総長が任命する。

#### ◆第九号 委員会規程中改正 《原案可決》

第七条 国際開教対策委員会は、海外開教並びに国際交流及び協力の振興をはかり、時代に適応する対策を樹立することを目的とする。

2 委員は、海外開教又は国際交流及び協力に関して優れた識見を有する教師のうちから宗務総長が任命又は委嘱する。

#### ◆第十五号 布教規程中改正 《原案可決》

第十五条 海外で行う布教を海外開教といい、開教師及び国際布教師に行わせる。

### 当局説明

現在の海外開教の体制に関して、本来の活発な開教活動に取り組みたい現状に鑑み、その対応策として「開教師任期制」及び「国際布教師」を設け、より効果的な海外の教線拡張に取り組み、体制整備として海外開教規程及び関連規程の改正。

### 審議

第一号 宗務院規程中改正案

第三号 開教庁規程中改正案

第九号 委員会規程中改正案

第十五号 布教規程中改正案

の4規程は原案可決。

第十九号 海外開教規程中改正案

は第三号第二項中の「海外開教の推進を図るため、宗務総長の命により、布教を行う」について、国際布教師の定義との整合性を図って「宗務総長の命により、海外開教を行う」に修正可決致。

第四条中の「開教経験者又は国際交流及び協力」について、「開教経験者」は同規程第一条中の「海外開教

は開教師及び国際布教師に行わせる」という条文からすると、限られた開教経験者のみを指すこととなり、国際布教師の概念にはそぐわないと検討。更に、現地教師を含めて様々な国際的な活動に従事する教師を表す言葉としては「国際交流及び協力」という文言でも括れないとして、「国際的な布教活動」と修正し可決。

同条第二項中の「の発展に寄与する」についても、右と同じく第二条中に「海外開教は国際布教師に行わせる」と規定していることから、「を行う」と修正可決。

同条第三項中の宗務総長の任期に「よる」については、開教師と同じく安定した任期が望ましいとして「四年とする」に修正可決。

第七条第二項中の「等の建物」については、開教拠点の定義を明確にするものだが、文言が曖昧であるとして「を備えた建物」と修正可決。

第十一条第二項中の「特別の」について、海外の拠点にて国際布教師も



## ◆第十九号 海外開教規程中改正 《修正可決》

第一条 海外で行う布教を海外開教という。

第二条 海外開教は、開教師及び国際布教師に行わせる。

第三条 開教師は、布教に経験のある教師及び開教師養成研修を終了した者のうちから宗務総長がこれを任命する。

2 開教師は、宗務総長の命により、海外開教を行う。

3 開教師の任期は、四年とする。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

4 開教師は、毎年度末までに布教実績を、宗務総長に報告しなければならない。

海外開教を行うということから削除し、「があるときは」については「に」を修正可決した。

日蓮宗開教布教センター規程中改正案第四号第二号中、開教師の次に

報告・説明を受け、すべて採択。

「及び国際布教師」を加えることについては、加えず現行の条文を活かすことで修正可決した。

請願23件については一件ごとに報告・説明を受け、すべて採択。

宗会規程第93条請願 《付託案件23件中23件採択》

1 立正平和の会運営費中補助金下附請願

2 ミトラ・サンガ(全国日蓮宗在家出身教師の会)活動資金補助金下附請願

3 求道同願会の唱題行普及運動と唱題行全国大会開催の補助金下附請願

4 日蓮宗伝統高座説教保存会(高友会)研修に対する補助金下附請願

5 日比国際友好協会主催「立正平和祈願戦没者慰霊祭」補助金下附請願

6 延妙会主催「宗門修持道興隆祈念先師報恩談話会」補助金下附請願

7 日持上人顕彰会活動費補助金下附請願

8 今日学研究会公開講座補助金下附請願

9 日蓮宗文化財及び歴史伝承の調査研究補助金下附請願

10 北海道東部檀信徒「万灯講」講習会開催の補助金下附請願

11 阪神・淡路大震災支援復興事業補助金下附請願

12 インド日月山法輪寺仏跡護持顕彰支援補助金下附請願

13 現代の聖け込み寺「サンガ天城」活動運営補助金下附請願

14 日蓮大聖人経塚・道善御房供養塚顕彰補助金下附請願

15 佐渡島日蓮聖人大銅像護持啓発布教の活動補助金下附請願

16 伊勢・誓願碑「誓いの井戸」維持管理補助金下附請願

17 日蓮宗修持法伝師相承会台湾修持法布教活動補助金下附請願

18 公開講座「学無学」補助金下附請願

19 宗祖日蓮大聖人高野山御遊幸史跡顕彰法要に対する補助金下附請願

20 NPO法人太平洋戦争フィリピン諸島戦死者御遺骨情報調査収集活動団体「空援隊」運営費中補助金下附請願

21 過疎地域活性化対策としての「かくや姫美術館」「かくや姫文庫」運営費補助金下附請願

22 「地方都市(甲府市城北地区)における寺院活性化をはかる会」補助金下附請願

23 モンゴル文字羅什訳法華経翻訳出版事業費中補助金下附請願

## 総務委員(会)附託案件

委員13名中全員出席

## ◆布教助成特別会計規程制定 《原案可決》

## (目的)

第一条 本宗の布教伝道を助成するため、布教助成特別会計(以下「特別会計」という。)を設ける。

## (基金)

第二条 特別会計は、日蓮聖人第七百遠忌報恩奉行記念事業として設立された財団法人日蓮宗布教助成会の解散に伴う残余財産を以て充てる。

## (支出事項)

第三条 特別会計の支出は、次に掲げる事項とする。

- 一 伝道に要する教典及び文書の出版翻訳の助成
- 二 伝道に関する相談事務の助成
- 三 法器養成、育英事業の助成
- 四 海外布教振興の助成
- 五 その他必要な事項

## 附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行し、財団法人日蓮宗布教助成会が解散をした日(平成 年 月 日)から適用する。

## 当局説明

日蓮宗総合財団(財団法人日蓮宗布教助成会)の解散に伴う残余財産を引き継ぐ為の特別会計規程であり、所轄文化庁より、財団法人の事業を明確に引き継ぐ体制が日蓮宗にあること、またこの残余財産を日蓮宗が引き継いでも宗門一般会計に組み入れることは好ましくない等の指導を受けた事を踏まえての提案と説明を受けた。

## 《設立の歴史的背景》

昭和52年3月の第37定期宗会にて日蓮宗総合財団特別委員会が設置され、同年9月の第38臨時宗会にて委員長長報告され、昭和8年設立以来、長く休眠状態にあった財団法人日蓮宗布教助成会を日蓮宗総合財団に移行させる方針に基づき、日蓮聖人第七百遠忌報恩奉行記念事業として設立し、爾来30年以上に亘り基金目標10億円を達成した。

## 《解散の経緯》

平成20年12月1日より新しい公益法人制度が施行されたことにより、当総合財団は自動的に「特別民法法人」となった為、今後5年間の猶予期間中に寄付行為に基づき解散をし、残余財産を宗門に寄贈する方向で検討してきた。

しかし同年12月12日付、文化庁から「特別財団法人の解散について」という通達があり①特別財団法人が自主的に解散する場合は、「定款で定めた存続期間の満了」をもって解散すること、②この場合には、事前に定款変更に係わる文部科学省の認可を受けること、③特別財団法人の解散に伴う残余財産の処分については、文部科学省の認可を要すること、という内容であった為、長谷川正浩顧問弁護士と担当職員が文化庁を訪ねて内容を確認し、数回に亘る折衝結果、規則中にある特別会計の規定を根拠とする布教助成特別会計規程を

設けることで、総合財団解散に伴う受け皿となり得る旨の内諾を得た。

## 審議

特別会計にした場合、その支出や監査等の運営や保有証券の扱いはどうなるのかとの質問に、特別会計は予算書が必要で、内局が提案し宗会が直接決定し、保有証券は解散後に日蓮宗へ名義変更するとの説明。

その後、条文中で審議を行ったが、文化庁に原案の内諾を得ており文言修正は避けた方が好ましく、附則中の空欄(解散年月日)部分は今後の解散手続きの日程により秋頃の日時を予想しているとの説明で、原案可決。

第二十六号住職担任教導選定規程中改正案については、当局より規程の条文整備である旨の説明を受け、提案通り原案可決。

日蓮宗新聞社同意を求める件  
種々質疑があったが過日開催の取締役会にて同意を得ているので、2件原案通り承認。

## ◆第二十六号 住職担任教導選定規程中改正 《原案可決》

第二十三条 第二条第三項に規定する住職及び寺院を新設する場合の住職を除くほか、住職は、他の寺院の住職となることはできない。

## ◆平成21年度株式会社日蓮宗新聞社事業計画の同意を求める件《承認》

◆平成21年度株式会社日蓮宗新聞社収支予算の同意を求める件《承認》

## 財務委員会附託案件

委員12名中全員

初め平成21年度経常部会計予算案の審議に入った。所管と部長・課長他の出席にて、歳出部の逐条審議。

## 歳入部

「宗門運動推進費」中、宗門運動研修参加助成については、申請数の低さから総額も含め幅広く使用できると名称変更を要す。

新規費目、国際交流活動については、日連展開催に伴うハーバード大学の講師・学委員の招聘費用との報告を受けを要とした。

「立正安国論奏進七五〇年事業費」中、関連事業費については、大法要の予算と行事内容の説明を受けた。

「開教推進費」中、国際信徒研修の名称変更については、青少年のみならず、一般檀信徒も含めた幅広い研修としたいとの説明で了とした。

「国際仏教文化交流費」中、第13次訪中については、昨年は治安上の問題から延期、再度予算化し開催の報告に、極力節約を求め了とした。

「教化資料作成購入費」中の布教資料作成費と布教資料作成費にあるポスター費用の区別を明確に、「視聴覚IT布教費」中のパーチャル寺院の更新及び運営方法について費用効果にかなっているか、宗門の人材バ

## 平成21年度経常部会計予算 《可決》

歳入総額:23億5769万円 歳出総額:23億5769万円 増減:1億3271万円

【歳入部】	21年度予算	20年度予算	増減	備考
1. 課金	1,768,720,000	1,614,610,000	154,110,000	寺院教会結社負担金20%増収
2. 礼金	248,670,000	248,670,000	0	
3. 承認手数料	25,590,000	25,590,000	0	
4. 信行研修会費	29,350,000	29,350,000	0	
5. 志納金	29,340,000	29,740,000	-400,000	
6. その他収入	16,020,000	27,020,000	-11,000,000	
7. 繰越金	240,000,000	250,000,000	-10,000,000	調整資金受入
歳入合計	2,357,690,000	2,224,980,000	132,710,000	

【歳出部】	21年度予算	20年度予算	増減	備考
1. 伝道費	507,530,000	450,000,000	57,530,000	
① 会議費	25,900,000	23,300,000	2,600,000	活性化の手引き作成費200万円
② 宗門運動推進費	204,700,000	145,600,000	59,100,000	74管区助成(各管区40万円+寺院数×5千円) 宗門運動研修参加助成(各管区10万円) 管区奏進記念法要助成(各管区10万円) 「いのちの活動」シンポジウム700万円 国際交流活動300万円 資料作成費1500万円 「立正安国論」奏進750年関連事業準備費3100万円 京都国博「日蓮と法華の名宝」6000万円
③ 伝道推進費	35,320,000	36,220,000	-900,000	
④ 伝道活動助成費	67,300,000	68,600,000	-1,300,000	管区いのりの日推進助成200万円
⑤ 開教費	91,150,000	91,100,000	50,000	国際信徒研修(30人4泊)350万円
⑥ 伝道資料作成費	58,190,000	57,090,000	1,100,000	ポスター・パンフ作成700万円 視聴覚IT布教費
⑦ 宗外関係費	5,370,000	6,290,000	-920,000	
⑧ 伝道事務推進費	600,000	1,300,000	-700,000	
⑨ 輪番本部費	15,000,000	16,500,000	-1,500,000	
⑩ 請願補助費	4,000,000	4,000,000	0	
2. 教務費	349,360,000	337,570,000	11,790,000	教育研修費 顕彰費 海外研究補助費
3. 総務費	879,940,000	861,020,000	18,920,000	特別宗会費620万円 選挙管理委員会費1600万円(本年宗請改選) 日蓮大聖人伊豆法難750年宗門法要助成100万円 度練交付式旅費片道補助340万円 住職認証式旅費片道補助160万円 災害対策費800万円
4. 宗務総長室費	162,700,000	149,500,000	13,200,000	メディア活用費3000万円 駅広報500万円 宗報発行費2350万円 日蓮宗手帳発行費400万円 新システム構築費2300万円 システム改修整備費950万円
5. 総合相談所費	3,800,000	3,800,000	0	調査費・参考文献代、良縁の集い
6. 現代宗教研究所費	59,200,000	56,400,000	2,800,000	研究調査費 図書費 教研・教化セミナー費
7. 財務費	369,450,000	343,390,000	26,060,000	交付金(管区等へ)2億3531万円 降誕800年運営準備金500万円
8. 予備費	25,710,000	23,300,000	2,410,000	
歳出合計	2,357,690,000	2,224,980,000	132,710,000	

平成21年度経常部特別会計(布教拠点確保補助積立金) 予算案(原案可決)  
 平成21年度経常部特別会計(宗宝監護修復基金) 予算案(原案可決)  
 平成21年度経常部特別会計(教育布教資金) 予算案(原案可決)  
 平成21年度臨時部特別会計(輪番本部) 予算案(原案可決)

平成19年度歳入歳出決算の承認を求める件(承認)  
 基本財産設定並びに処分承認を求める件(承認)  
 平成21年度日蓮宗総合財団(財団法人日蓮宗布教助成会) 事業計画の同意を求める件  
 平成21年度日蓮宗総合財団(財団法人日蓮宗布教助成会) 収支予算の同意を求める件  
 日蓮宗総合財団(財団法人日蓮宗布教助成会) 解散の同意を求める件 以上(承認)

リンクを活用し専門分野の人材を登用すべきと、確認した。  
 「ハーバード大学への研究員派遣」の新規項目「海外研究補助費」を了。  
 宗務部長室所管ではサーバー費用に議論が集中、説明を受けた。  
 「降誕八〇〇年準備積立金」については、規程との整合性や資金のあり方について審議、科目名を「降誕八〇〇年運営準備金」に修正可決。

### 歳入の部

歳出の了承後の審議で、宗門運動費・立正安国論進七五〇年事業に関わる歳出予算があり、減額は厳しいとの結論に至り、寺院・教会・結社負担額を昨年度比20%増額改訂を含め、原案可決した。  
**基本財産設定並びに処分承認を求める件**に関しては、杉並区妙法寺境内地に建設した宗立堀之内学寮を基本財産に設定し、同時に妙法寺に無償譲渡にて処分と説明、これは、

課税対策の為との報告を受けた承。また、神奈川県頭郡恩納付にある二筆の土地を那覇市法華経寺へ無償譲渡する件に関しては、法華経寺が篤信者から寄附を受けた土地を有効活用する為、近隣の土地・建物を、宗門より譲渡を受ける土地をもとに購入したい旨報告があった。この件、宗門と法華経寺との間で覚え書きを交わし、安全確実な活用をすることを約束しており、また法華経寺と個人に宗務役員を就任させるとの説明で、原案通り承認した。

**日蓮宗総合財団解散の同意を求める件**は、当局から、新公益法人制度により、解散の方向性を理事人会評議員会で決定したことの説明があり、また、受け皿となる今回の提出議案「布教助成特別会計規程制定案」が総務委員会で決定したことを受け、原案通り承認した。



### 通告質問 (一期生全25名)

【内山智洋通告質問】  
 未信徒教化のシステム構築について質問する。

平成20年の自死者は、3万2千人を数えた。本年1月の自死者数が初めて公表され2643人に上っている。百年に一度という世界恐慌による経済の悪化と不安定な世相の中で、助けを求めている大勢の人々が存在するわけである。本年3・4・5・6月の上半期自死者の急増が心配でならない。

法華経のころである「いのちに合掌」の教えを、自死者を大量に出す社会・国家に街宣する絶好の機会であると考えます。

管区伝道隊の活性化及び街頭布教の奨励をお願いします。  
 それに伴う街頭布教用品スピーカー・立て看板等の貸し出しができませんか。また街頭配布用パンフレットも制作して頂きたい。

また、自死者の7割が事前に関わりなく相談していると言われている。未信徒を対象とした相談窓口の開設が急務であると考える。岩手県宗務所では、管内全寺院に「心といのちの相談所」の看板を配布、各寺院が相

談窓口になろうと活動していると聞き及ぶが、宗門運動本部が相談窓口を希望する寺院に看板を配布して頂きたい。次に、都市における地方寺院のための布教センターの設立を検討していただきたいと思えます。都市には、新興宗教の事務所が

たくさんあり多くの信者を獲得しています。過疎過密対策としても有効と考えられます。



### 【伝道部長】(答弁)

街頭布教に関しては、騒音の問題、道路使用許可の問題があり伝道車も廃止の方向である。ステッカーを作る予定である。

相談所、布教センターについては、管区、教区を越えての布教は、好ましくない。以上

これが伝道宗門の実体です。全国をバリアフリーにして八千人教師が自由に布教あたるようにすべきです。